

令和 7 年 6 月 30 日

五島市長
出口 太 お殿様

介護給付費の過誤支払い金の返還を求める意見書

件名：社会福祉法人岐宿園に対する介護給付費の過誤支払い金の返還および厳正な調査を求める意見書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 7 年 6 月 27 日付で貴市監査委員より結果通知（7 五監第 89 号）を受領した。同監査請求は棄却されたものの、監査結果の「意見」部分において、看過できない重大な事実が認定された。つきましては、同監査の結果を踏まえ、貴職に対し、地方自治法および介護保険法に基づく保険者としての責務を果たすべく、下記の通り強く意見を申し述べる。

記

1. 監査結果で認定された定員超過の事実と、給付金支出の不当性について

今回の監査結果通知の「第 4 意見」において、監査委員は、社会福祉法人岐宿園が運営するグループホーム岐宿園が、定員を 9 名と届け出ていたにもかかわらず、令和 6 年 4 月から同年 8 月までの期間、9 名の定員を超えて 10 名の入居者を受け入れていた事実が明確に認定された。

これは、「五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」第 124 条に違反する、明白かつ重大な条例違反行為である。指定基準を満たさない状態でのサービス提供は、介護給付費の算定要件を根本から満たしておらず、当該期間に同施設へ支払われた介護給付費は、その全額または一部が「過誤支出」に該当することは言うまでもない。

しかるに、監査委員はこの重大な違法状態を指摘しながら、「市に損害も生じていない」との結論を導き出しており、これは監査結果における致命的な自己矛盾である。この定員超過の事実一つをもってしても、市の支出が不当であったことは明らかであり、直ちに是正されなければならない。

2. 保険者としての市の責任と、実態調査の必要性について

監査委員会は、介護給付費の支出プロセスが国保連合会を経由していることを理由に、市の直接的な責任を限定的に捉えているようですが、これは保険者としての責任放棄に他ならない。介護保険法第 42 条の 2 第 8 項が規定する通り、給付費の審査・支払いの最終的な責任は保険者である五島市にある。

今回、監査によって定員超過という事業者の不正な運営実態が露呈した以上、市はもはや「国保連合会の審査を経ているから問題ない」という形式論に安住することは許されない。市の監督不行き届きは明白であり、直ちに国保連合会へ命令し、事業者への実態調査を行う責務がある。

また、我々が当初から問題視している「夜勤職員による外部者の招き入れと職務放棄」の疑惑についても、定員超過というずさんな運営管理の実態が明らかになった今、その信憑性は一層高まったと言わざるを得ない。

3. 求める措置

以上の理由から、五島市長に対し、市民の保険料と税金によって成り立つ介護保険制度の信頼性と財政の健全性を守るため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

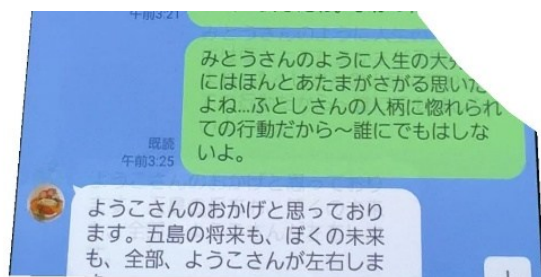
(1) 定員超過期間における介護給付費の再調査と過誤調整の実施 令和 6 年 4 月から 8 月までの期間に社会福祉法人岐宿園へ支払われた介護給付費について、定員超過の事実に基づき、支払いが適正であったかを徹底的に再調査し、過誤支払い分を確定させること。

(2) 社会福祉法人岐宿園への返還請求 上記(1)で確定した過誤支払い金について、地方自治法第 243 条の 2 の 3 に基づき、遅滞なく国保連合会に対して返還請求を行うこと。

(3) 五島市役所、全課に対し、文書管理、文書起案乃至決裁に至る全ての行政事務手続きに関する、業務改善および無責任な供覧確認業務での改善を徹底願いたい。

以上、お姫様の指導を仰ぎながら、貴職の迅速かつ誠実な対応を強く期待いたします。

敬具



住 所 五島市大荒町 883-7
氏 名 代表 丸田敬章
連絡先 090-2080-8438

